

運 営 規 程

Nっ子相談支援団体 つながる会 運営規程

(活動の目的)

第1条 Nっ子相談支援団体 つながる会が実施する障害児相談支援活動（以下「活動」という。）が行う相談支援サポート（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、通所給付決定保護者及び障害児に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 活動は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえたサービスを助言し、これに基づき通所給付決定保護者及び障害児に対して、継続的な活動を実施することとその他の措置を講ずることにより、通所給付決定保護者及び障害児に対して、適切かつ効果的なサービスを提供する。

2 活動は、障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立ったサービスの提供に努める。

3 活動は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、北九州市に居住する通所給付決定保護者及び障害者の日常生活及び、社会生活を総合的に支援するためのサービスを行う、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。

4 活動は、障害児の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるよう努める。

(団体の名称等)

第3条 サービスを行う団体の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1 名称 : Nっ子相談支援団体 つながる会

2 所在地 : 福岡県北九州市小倉南区徳力新町1丁目13番30号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1名以上 (常勤職員1名、非常勤職員1名以上)

管理者は、団体の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、会員の認定作業及び統括作業

2 相談支援サポート員 1名以上 (常勤職員1名以上、非常勤職員1名以上)

障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、行政との折衝の助力を行う。

機能訓練担当職員は、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 開所日 : 終日

2 サービス提供時間 : 平日 (月曜日～金曜日) 祝日 9:00～18:00 まで

※上記の時間等は原則であり、それ以外を希望される利用に関しては、必ず事前にご相談下さい。

(事業内容および事業計画の作成)

第7条 この団体が提供するサービスの提供方法は次のとおりとする。

- (1) 活動は、通所給付決定保護者及び障害児の心身の状況に応じて、そのサービスを適切に行う。
- (2) 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者および障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 団体職員は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

2 この団体は以下のとおり議事録を作成する。

- (1) 相談支援サポート員は、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者および障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上で適切なサービスの提供を行う。
- (2) アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者および障害児に面接を行う。この場合において、相談支援サポート員は、面接の趣旨を通所給付決定保護者および障害児に対して十分に説明し、理解を得る。
- (3) 相談支援サポート員は、アセスメントおよび支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者および障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標およびその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、通所支援計画の具体的内容、通所支援計画を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した議事録を作成する。この場合において、障害児の家族に対する援助および事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は、福祉サービスとの連携に努める。
- (4) 相談支援サポート員は、サービスの提供に当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事業のない限り、次に定めるところにより行う。
 - ① 希望のあった場合には、通所給付決定保護者と障害児に面接する。
 - ② 希望のあった場合には、モニタリングの結果を記録する。

(通所給付決定保護者から受領する費用の種類およびその額)

第8条 団体は、サービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該サービスに係る会員費の支払いを受けるものとする。

2 団体は、サービスを提供した際は、入会申込書に定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 事業所は、第1項及び第2項までの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得る。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常のサービスの提供地域は次のとおりとする。

北九州市

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 サービスを利用するにあたって、通所給付決定保護者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の通所給付決定保護者および障害児に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(緊急時における対応)

第11条 団体の従業者は、サービスの提供中に緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずる。主治医への連絡等が困難な場合は、行政機関へ必要な措置を講ずる。

(苦情解決)

第12条 提供したサービスに関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 団体は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 団体は、提供したサービスに関し、児童福祉法の規定により、北九州市長等が行う報告、若しくは帳簿書類、若しくは提示、若しくは提出の命令又は当該職員からの質問、若しくは事業所の設備、若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、障害児又は通所給付決定保護者、その他の当該障害児の家族からの苦情に関して、北九州市長等が行う調査に協力するとともに、北九州市長等から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 団体は、北九州市長等から求めがあった場合には、前項の改善の内容を北九州市長等に報告する。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、従業者の資質向上のため研修(前条に規定する障害児の人権の擁護等の内容を含む。)の機会を次とおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 試用期間 採用後6ヶ月以内

② 技術(技能)研修 必要時に参加

2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者に、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 団体は、障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業所等その他の福祉サービスを提供する者等に対して障害児又はその家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておく。

5 団体は、従業者、設備・備品および会計に関する諸記録を整備するとともに、障害児に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、事業所が事業を提供した日から5年間保存する。

(1) サービスに係る必要な事項の提供の記録

(2) サービス提供時の議事録

(3) 市町村への通知に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はNっ子相談支援団体 つながる会と、団体の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。